

受験上の配慮及び修学上の支援に関する事前相談への対応に関する基本方針

令和2年2月27日
全学教育機構会議決定

障害などの理由により、修学上の支援を必要とする在学生への対応は、当該学生の在籍学部等にインクルージョン支援委員会及び個別支援会議を設置し、合理的配慮提供等が検討されている。

一方、本学にまだ入学していない障害等のある入学志願者については、出願に先立って入試課と事前相談し、さらに受験及び修学の際に配慮を必要とする場合に「受験上の配慮等申請書」を入試課へ提出するよう、学生募集要項に記載している。受験上の配慮に関しては入試課と受験先の学部、土佐さきがけプログラム及び研究科各専攻（以下「学部等」という。）が対応してきている。しかし、本学への受験を決める前の段階での修学支援に関する相談や、本学への受験をほぼ決めた入学志願者からの入学後の具体的な修学支援に関する相談への対応については、現在のところ一定の手順が定められていない。

入学志願者へは、受験上の配慮及び入学後の修学支援に関する情報を、出願前のできるだけ早い段階から提供することが必要である。なぜなら、それらの情報は受験生の大学選びに役に立ち、学部等を選択する理由や参考となるからである。最も重要なのは、本学への入学志願者が合格（入学）した場合、当該入学生の実際の修学支援の在り方と合理的配慮の方法等に関する検討をあらかじめ進めておかなければならないことである。以上のような理由から、「受験上の配慮及び修学上の支援に関する事前相談への対応に関する基本方針」を以下のとおり定める（別紙フローチャートを含む。）。

1. 受験前相談への対応

- (1) 具体的に本学の受験を考える前の段階でも、受験上の配慮については入試課を、修学上の支援についてはインクルージョン支援推進室を窓口として、随時、メール・電話等による相談を受け付ける。受験生本人だけでなく、保護者・高等学校教員等からの相談にも対応する（個別の案件について配慮や支援を確約する回答は行わない。）。
- (2) オープンキャンパスにおいて障害等のある入学志願者（及び保護者・高等学校教員）向けの窓口を設置し、各学部等及びインクルージョン支援推進室並びに入試課が、受験上の配慮・修学上の支援に関する相談に対応する（個別の案件について配慮や支援を確約する回答は行わない。）。
- (3) (1)(2)において、受験上の配慮及び修学上の支援を希望する入学志願者へは、出願前のなるべく早い時期に、入試課を通じて「受験上の配慮及び修学上の支援に関する申請書」を提出することを強く推奨する。また、申請者には申請書の内容を受験希望先学部等及び学内の関係部署（インクルージョン支援推進室、入試課、学生支援課等）が共有することについて了承を得る。

- (4) ① 受験上の配慮については、入試課が、受験希望先学部等と協議の上、回答案を作成し、教育を担当する理事の了承を得る。
- ② 修学上の支援については、受験希望先学部等が、「高知大学学生総合支援センターインクルージョン支援推進室と各学部等が連携して行う修学支援に関する要項」(令和2年1月15日、学生総合支援センター企画会議決定・令和2年2月27日、全学教育機構会議決定)に基づき、「インクルージョン支援委員会※」を開催し、支援内容を協議して回答案を作成し、教育を担当する理事の了承を得る。
- ※ 委員長が必要と認めた者として、学生総合支援センター長、共通教育主管等を含める。
- ③ 回答案の作成にあたり、入試課及びインクルージョン支援委員会は、連携を図りつつ、必要に応じて、聴き取り・面談等を実施する。また、入試課は、受験上の配慮に関する回答案を受験希望先学部等の長(インクルージョン支援委員会委員長)に報告し、インクルージョン支援委員会に情報提供する。
- ④ 入試課は、受験上の配慮及び修学上の支援に関する回答案を取りまとめ、出願期間の最初の日までに、受験希望先学部等(長)名で、相談者に文書で回答を送付する。

2. 入学試験合格後の入学前相談への対応

- (1) 受験上の配慮対象者であったかどうか、修学上の支援を希望していたかどうかにかかわらず、入学試験前にインクルージョン支援委員会を開催している場合は、インクルージョン支援委員会において、当該入学志願者が合格となったことの情報共有を図る。修学上の支援に関し、面談等を行わず、インクルージョン支援委員会等で支援を検討して対応可能な場合を除き、インクルージョン支援委員会は、可能な限り入学手続き時までに当該合格者と面談等を行い、修学上の支援に関する要望を確認し、具体的な支援内容を再検討する。その検討結果を、教育を担当する理事の了承を得たうえで、学部等(長)名で、当該合格者に通知する。
- (2) 「受験上の配慮及び修学上の支援に関する申請書」を提出していなかった入学志願者又は合格者から、入学試験受験後又は合格後に修学上の支援を希望する相談があった場合等(当該入学志願者又は合格者に関するインクルージョン支援委員会が開催されていない場合は、相談を受け付けた部署(入学予定先学部等、入試課、インクルージョン支援推進室等)が、当該入学志願者又は合格者に、インクルージョン支援推進室と相談することを強く推奨する旨の連絡を行う。インクルージョン支援推進室は当該入学志願者又は合格者の相談に対応し、その結果を踏まえ、必要な場合は、直ちに入学予定先学部等にインクルージョン支援委員会の開催を依頼する。インクルージョン支援委員会は、可能な限り入学手続き期間の最初の日までに面談等を行い、修学上の支援等に関する要望を確認し、具体的な支援内容を検討する。その検討結果を、教育を担当する理事の了承を得たうえで、学部等(長)名で、当該入学志願者又は合格者に通知する。
- (3) (1)、(2)において、検討結果の当該入学志願者又は合格者への通知は、入学手続き期間の終了日までが望ましい。

受験上の配慮及び修学上の支援に関する事前相談への対応に関する基本方針 別紙（フローチャート）

